

**全国一斉  
「女性の人権ホットライン」強化週間  
11月15日(水)～21日(火)**

女性の人権ホットライン強化週間として、夫やパートナーからの暴力やストーカーなど、女性の人権に関する相談・悩み事についての電話相談窓口の受付時間を延長します。

●「女性の人権ホットライン」専用番号(全国共通)  
☎ **0570-070-810** (ゼロナナゼロのホットライン) | P電話は不可

受付時間 平日：午前8時30分～午後7時/土・日曜日：午前10時～午後5時(強化週間以外は平日午前8時30分～午後5時15分)

問合せ 前橋地方法務局人権擁護課 ☎ 027-221-4466

**女性に対する暴力をなくす運動**

配偶者や恋人などの親しい関係で起こる暴力をDV、またはデートDVと呼びます。DVを受けていると感じたら、すぐに相談してください。

期間 11月12日(日)～25日(土)  
※11月25日は女性に対する暴力撤廃国際日です

●DVに関する相談窓口  
・群馬県女性相談センター ☎ 027-261-4466  
受付時間 平日：午前9時～午後7時30分/土曜日：午前10時～午後5時/日曜日：午後1時～5時  
※祝日・年末年始は休み  
・市民協働課市民相談係 ☎ 内線 3057  
受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分  
※緊急時は110番または最寄りの警察署へ

**11月は計量強調月間**

計量の正しい知識と理解を広め、計量制度の普及や計量意識の一層の向上を図るため、現行の計量法が施行された11月1日を「計量記念日」とし、11月は「計量強調月間」と定められています。

群馬県計量検定所は、家庭の体重計や料理用はかりなどの精度確認の依頼や計量についての相談を受けています。  
相談日 月～金曜日(祝日・

年末年始を除く)

相談時間 午前9時～午後4時  
相談方法 来所または電話

問合せ 群馬県計量検定所  
(前橋市下大島町81-13) ☎

027-263-2436

**公正相談**

遺言、離婚に伴う養育費、金銭の貸借、土地・建物の賃貸借、任意後見契約などのほか、公正証書に関することに前橋公証人合同役場の公証人

が相談に応じます。

とき 11月27日(月) 午後1時～3時30分

ところ テラス沼田4階防災

会議室405

相談料 無料

申込期限 11月22日(水)

申込み・問合せ 前橋公証人

合同役場 ☎ 027-223-8

277

**市議会12月定例会**

市議会12月定例会は、12月

上旬に開会予定です。詳細日程は11月下旬に決定次第、市HPおよび群馬テレビのデーター放送でお知らせします。

問合せ 議会事務局 ☎ 内線

5102

特設人権相談所を開設

**特設人権相談所を開設**

12月4日(月)から10日(日)は「人権週間」です。家庭内や近隣間、学校、職場内などの人権侵害について、人権擁護委員が相談に応じます。  
とき 12月4日(月) 午後1時～3時

ところ テラス沼田4階防災

会議室403

電話相談 全国共通人権相談

ダイヤル ☎ 0570-0003

110

※法務省では、人権相談をインターネットでも受け付けています (<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken13.html>)

問合せ 前橋地方法務局人

権擁護課 ☎ 027-221-

4426、市民協働課市民相

談係 ☎ 内線 3056

**広告**